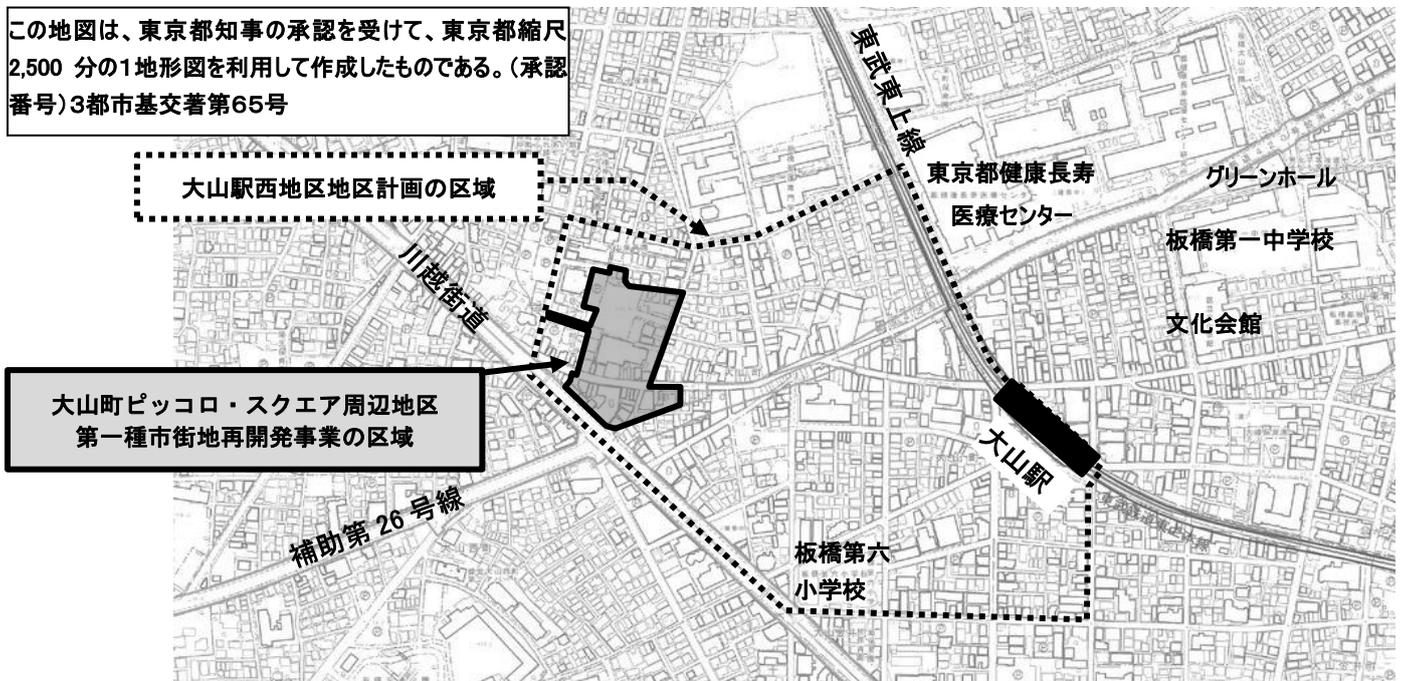


大山町ピッコロ・スクエア周辺地区の 都市計画（案）の縦覧を行い、 意見書の提出を受け付けます

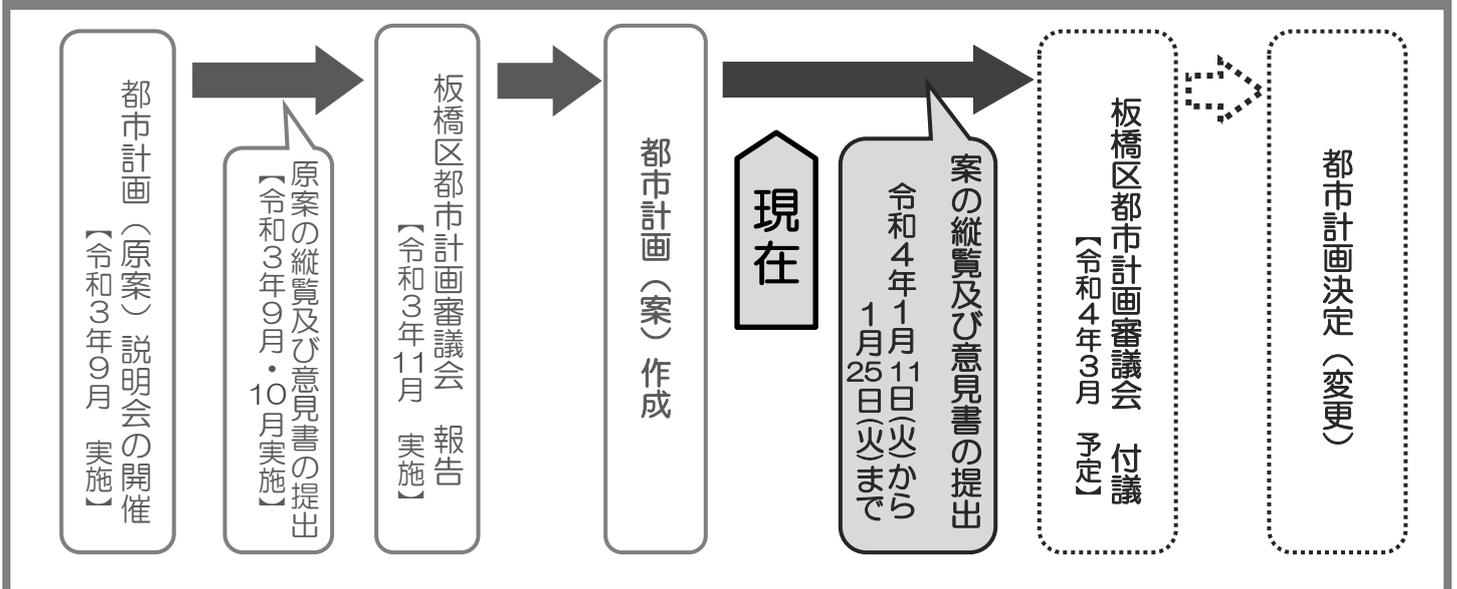
板橋区では、令和4年3月の都市計画決定に向けて、「大山町ピッコロ・スクエア周辺地区第一種市街地再開発事業」に関する都市計画（地区計画、市街地再開発事業、高度利用地区、高度地区、防火地域及び準防火地域）の手続きを進めております。

このたび、都市計画案がまとまりましたので、都市計画案の縦覧を行い、意見書の提出を受け付けます。詳しくは、裏面をご覧ください。

この地図は、東京都知事の承認を受けて、東京都縮尺2,500分の1地形図を利用して作成したものである。（承認番号）3都市基交著第65号



都市計画決定のスケジュール



都市計画（案）の縦覧、意見書の提出について

◆都市計画（案）の縦覧

(1) 縦覧期間

令和4年1月11日(火)～1月25日(火)

(2) 縦覧場所

板橋区役所 まちづくり推進室 まちづくり調整課（北館5階13番窓口）

※板橋区ホームページでも公開します。

◆都市計画（案）に対する意見書の提出

(1) 意見書の提出期間

令和4年1月11日(火)～1月25日(火) 必着

(2) 意見書を提出できる対象者

板橋区民または利害関係人（土地建物所有者など）

(3) 提出方法

直接持参、郵送、FAX または Eメール

(4) 提出場所

・持参：板橋区役所 まちづくり推進室 まちづくり調整課（北館5階13番窓口）

・郵送、FAX または Eメール：下記お問い合わせ先をご参照ください。

(5) 記入事項

①表題（例：都市計画案に対する意見書）

②宛先（板橋区長宛て）

③日付・住所・氏名（法人の場合は名称と代表者氏名）・電話番号

④意見をする該当地及び都市計画案の内容

（該当地の例：板橋区大山町地内）

（都市計画案の内容の例：東京都市計画 大山駅西地区地区計画の変更）

⑤区民でない場合は、利害関係について記入（区民の方は、記入不要）

（記入例：土地建物の所有地）

⑥意見の内容・主旨

※いただいた意見の内容は、住所・氏名等を除き、都市計画審議会に付議の上、公開する場合があります。

板橋区ホームページより「大山町ピッコロ・スクエア周辺地区」で検索いただくと、都市計画案（令和4年1月11日以降）及びこれまでの情報をご覧いただけます。



【お問い合わせ先】

板橋区 まちづくり推進室 まちづくり調整課 大山まちづくり第一係

住 所：〒173-8501 東京都板橋区板橋二丁目66番1号（北館5階13番窓口）

T E L：03（3579）2449 / F A X：03（3579）5437

Eメール：m-omachi1@city.itabashi.tokyo.jp